

## 令和6年度 琴平町高齢者用肺炎球菌予防接種実施要領

- ① 町は対象者に高齢者用肺炎球菌予防接種予診票及び説明書を郵送する。
- ② 町は町指定医療機関に対し、下記の書類を送付する。
  - 一、高齢者用肺炎球菌予防接種実施要領 一部（以下、「高齢者用肺炎球菌」は略す。）
  - 二、説明書、予防接種済証
  - 三、請求書及び被接種者名簿
- ③ 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日（休診日を除く）
- ④ 今年度の定期接種の対象者(接種料の公費一部助成対象者)
  - 町内に住所を有する者のうち下記(1)(2)に該当する者
  - ただし、過去に1度で23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種したことがある者は除く。
  - (1) 65歳の者〔65歳のお誕生日前日～66歳のお誕生日前日まで接種可能〕
  - (2) 60～65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ⑤ 希望者は予診票・健康保険証を持参し、医療機関で接種を受ける。
- ⑥ 医療機関は、予診票・健康保険証により本人確認を行う。

過去に23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を接種した事がある者は、定期接種の対象とならないため、必ず接種歴を確認したうえで、予診票に記入して接種を行う。

接種後に本人に対し琴平町の予防接種済証を発行する。

（Lot No は、ワクチンに添付されているシールでよい。）
- ⑦ 接種料金：8,200円（ワクチン代、税込み）、公費助成金額：6,200円
- ⑧ 自己負担：2,000円  
生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者（定期接種対象者に限る）：無料  
令和6年度定期接種対象者以外の者：任意接種となり、全額自己負担
- ⑨ 接種できなかった者への診察料：1,790円  
接種対象者が健康不良で予診の結果、接種できなかった場合は、予診票を添付して町に請求するものとする。
- ⑩ 自己負担金免除申請の方法  
令和6年度定期接種の対象者のうち生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は、下記のいずれかの方法

で自己負担金免除の申請をする。

- ① 事前に町に免除申請を行い、町は予防接種費用免除承認書を発行。予防接種費用免除承認書を本人または家族等が医療機関に提出する。

② 介護保険料に関する通知書の2ページ目(非課税世帯であることが記載されたもの)または介護保険における負担限度額認定証(有効期限内)を本人または家族等がコピーし、医療機関に提出する。

※介護保険料に関する通知書は毎年7月に送付される。

4月から6月に接種を受ける者は、昨年度の通知書を使用する。

7月以降に接種を受ける者は今年度の通知書を使用する。

医療機関は提出された介護保険料に関する通知書のコピーで下記内容を確認したうえで、費用免除を行う。

- 【確認内容】
- ・氏名
  - ・年度
  - ・町民税非課税世帯であること

- ③ 接種後に予防接種費用免除承認書または介護保険料に関する通知書の2ページ目(非課税世帯であることが記載されたもの)のコピーを提出した場合、接種者へ自己負担金を戻し、町へ自己負担戻戻分の請求をする。

- ⑪ 医療機関は、1ヶ月単位で請求書及び被接種者名簿に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。生活保護世帯および町民税非課税世帯の者については、予防接種費用免除承認書または介護保険料に関する通知書、又は介護保険における負担限度額認定書の写しも一緒に添付する。

- ⑫ 町は請求を受理した時は、内容を確認後30日以内に支払うものとする。

- ⑬ その他必要事項は、その都度、協議して決める。